

【原著論文】

衆議院解散権をめぐる諸問題 その制限の必要性を考える

藤井 正希

憲法学研究室

Problems surrounding the right to dissolve the House of Representatives Think about the necessity of restriction

Masaki FUJII

Constitution

Abstract

In Japan, the Prime Minister has had the power to dissolve the House of Representatives so far. However, in recent years, the adverse effect has become noticeable. Therefore, restrictions on the right to dissolve by the Prime Minister came to be discussed. Even worldwide, the Prime Minister's right to dissolve tends to be largely restricted. In this thesis, I will consider how to restrict the right of dissolution of the Prime Minister in Japan.

キーワード：首相，解散権，議院内閣制，責任本質説，均衡本質説

1. はじめに — 問題の所在

衆議院解散権については、日本国憲法上、7条3項と69条に規定があるのみである。前者は、天皇の国事行為の条文であり、「衆議院を解散すること」を天皇の行為としている。また後者は、「第五章 内閣」の条文であり、衆議院で内閣不信任が成立した場合（具体的には、不信任の決議案が可決されるか、信任の決議案が否決された場合）に、内閣が採りうる二つの手段（①10日以内の衆議院解散、②内閣の総辞職）のうちのひとつとして衆議院の解散を規定している。そもそも衆議院の解散とは、「衆議院議員全員について、その任期満了前に議員としての資格を失わせる行為」であり[芦部 2015:318]、衆議院が解散されたときには、参議院も同時に閉会となって国会の会期が終了するとともに（憲法54条2項）、解散の日から40日以内に衆議院議員総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に国会（い

わゆる特別国会)を召集しなければならない(憲法54条1項)。そして、その際には、当然に解散をおこなった内閣は総辞職して、総選挙で示された民意にもとづき新たな総理大臣を選出することになっている(憲法70条)。このように、衆議院の解散は、最終的には必然的に内閣の総辞職にいたるといってきわめて政治的影響力の強い結果をもたらすものであり、国民生活におよぼす影響も非常に大きい。それにもかかわらず、憲法には前述の二つの条文しかなく、行使主体(すなわち解散権の所在)や行使要件(すなわち解散権の制限)をはじめ多くの問題が憲法解釈に委ねられてしまっている。それゆえ、憲法制定以来、衆議院解散権については多くの論点についてさまざまな議論がなされてきたが、いまだに論争が続き、結論のでていないものも少なくない。まず本稿では、このような衆議院解散権について、これまで議論されてきた論点についての学説を概観していく。具体的には、①解散権の所在、②解散権の根拠、③解散権の制限の可否(解散権行使の要件)の各論点につき、順次、検討していく⁽¹⁾。また、比較憲法の観点から、イギリス、ドイツ、フランスの解散制度を概観し、適宜、言及していくこととする。

そのなかでは、特に③解散権の制限の可否(解散権行使の要件)に焦点をあてて論じていきたい。この論点については、近時、にわか議論が活発化している。すなわち、2017(平成29)年9月28日、安倍晋三首相は、憲法53条にもとづく野党による開催要求を3か月間も無視した後に召集した臨時国会において、何らの審議もおこなわずに冒頭で衆議院解散を断行した。安倍首相は、解散に先立ちおこなわれた記者会見で、この解散を核開発やミサイル発射で日本の安全保障を脅かす北朝鮮問題という国難に対処するための“国難突破解散”と命名した。また、2019(平成31)年10月に消費税の税率を現在の8%から10%へ引き上げる予定になっているが、その際の増収分の予算につき“使途目的の変更”をし、幼稚園や保育園さらには低所得者の高等教育を無償化するために、そして企業の設備投資や人材投資を促すために、予算を使用することにつき、「国民に信を問う」ことも解散の理由であると明言したのである。確かに、衆議院選挙で与党が高い支持を得られたならば、国民の団結をより強固にし、国際社会に対しても日本の団結力が示されて、さらなる支持獲得が可能となるかもしれない。また、いまだに意見が分かれ、反対者も多い消費税増税に対する国民の理解が深まる可能性もある。しかし、解散すれば政治空白が生じてしまい、国難に対処することは逆に困難となるはずである。とりわけ国難が他国との対立・緊張である場合にはなおさらであろう。内閣自らが主張しているように、北朝鮮の核・ミサイルの脅威がそれほど高いのであれば、解散などをするのではなく、内閣が一丸となってそれに対処すべきなのである。また、消費税増税は2年以上も先のことであり、その間どのように状況が変化するか分からないのであるから、この段階で使途目的の変更について国民の信を問う必要は乏しい。原発再稼働、憲法解釈の変更による集団的自衛権の限定容認、TPPへの参加など、日本の将来をより大きく左右する政治課題については国民の信を一向に問わず、なぜ消費税増税の使途目的変更という程度の問題で国民の信を問う必要があるのかは、はなはだ理解しがたい。

このような安倍首相の衆議院解散について、野党や一部の国民から、国会審議の機会を奪い、森友・加計問題をはじめとする政権不祥事を隠蔽することを意図するものであり、党利党略、私利私欲にも

とづく解散で不当であるとの強い批判がまきおこった。このような批判は、至極当然なものと言える。議院内閣制の母国であるイギリスでも、このような問題意識にもとづき、首相による恣意的・濫用的な裁量的解散を防ぐために2011年に議会任期固定法が制定されている。それゆえ、日本の憲法学においても、このような解散を防ぐために内閣の解散権を制限すべきではないかという議論が活発となっているのである。この問題は統治機構の根幹にかかわる重要性があり、今後とも首相による恣意的・濫用的な裁量的解散が予想されることから、何らかの憲法解釈的な手立てが早急に望まれる分野と言えよう。本稿では、“いかにして首相による恣意的・濫用的な裁量的解散を防止するか”という観点を一本の柱として、各論点を考察していくことにする。

2. 解散権の所在

憲法7条3号の文言にかんがみるならば、形式的解散権は国事行為として天皇にあることは明らかである。しかし、天皇が国事行為として解散権を行使するには「内閣の助言と承認」が要件とされている以上、結果的に天皇の解散権は形式的・儀礼的なものとならざるをえず⁽²⁾、実質的解散権は天皇以外に求めるしかない。そして、天皇が憲法的に「内閣の助言と承認」に拘束されるという構造が採られていることからして、実質的解散権（すなわち、いつ解散をするのかを決定する権限）は内閣にあると考えるのが法解釈として素直であるし、実質的、実際的にも妥当であろう。このように、憲法7条3号を根拠にして、形式的解散権は天皇に、実質的解散権は内閣にあると解するのが学説上も通説と言える。実際におこなわれている解散の手続きも、首相が解散を閣議決定した後、天皇が解散詔書に御名御璽（すなわち署名・押印）をおこない、さらに首相が副署（署名）し、その解散詔書の写しが“紫のふくさ”に包まれて衆議院本会議場に運ばれ、衆議院議長がそれを読み上げることによりおこなわれており、これは通説の理解にもとづくものと言えよう。この点、憲法69条により衆議院で内閣不信任が成立した場合にそれに対抗する手段として内閣が衆議院を解散することは、通常“対抗的解散”と呼ばれ、それ以外の場合に解散することを認める場合には、通常“裁量的解散”と呼ばれるが⁽³⁾、どちらの解散であっても手続き的には憲法7条3号により天皇の国事行為としておこなわれることには注意が必要である。よって、憲法69条を根拠に解散する場合にも、憲法7条3号の手続きは欠かせないのである⁽⁴⁾。

このように憲法上、内閣に実質的解散権があると解されているが、実際的、政治的には、衆議院解散権は「首相の専権事項」であり、「首相のみが行使しうる伝家の宝刀」と取り扱われていることには注意が必要である。本来、憲法構造として内閣に解散権があり、また、閣議が全会一致を憲法慣習としている以上、首相が解散権を行使するには、内閣を構成しているすべての国務大臣の同意を得なければならないはずである。しかし、首相には憲法上、国務大臣の任命権・罷免権（68条）があり、それはまったくの自由裁量であり（同条2項「任意に」）、閣議決定は不要とされている。すなわち、首相は、その権限の行使につき、政治的・道義的責任を問われることは格別、法的な責任は一切、問

われないのである。よって、首相は解散に反対する国務大臣を罷免して自らその職務を兼任することにより、閣議決定を成立させることができるのである。その意味で、まさに衆議院解散権は「首相の専権事項」であり、「首相のみが行使しうる伝家の宝刀」なのである。この点、このような憲法解釈は誤りであると明言し、もっぱら解散権は内閣の権限と解すべきであるという見解もある〔井上 2011 : 379〕。しかし、イギリスでも第一次世界大戦以降、解散の決定権は首相にあるとの憲法習律が確立したと言われている〔長谷部 1986 : 13〕。このような解釈は、憲法が想定する範囲内として認めうるであろう⁽⁵⁾。

さらに学説のなかには、実質的解散権を内閣のみならず衆議院自体に認める見解もある。この説は、衆議院が自律的に解散することができる点に特徴がある(いわゆる自律解散説)。自律解散説は、①国会が「国権の最高機関」(憲法 41 条)であることや、②そう解することが国民主権(憲法前文、1 条)にもっとも適することを根拠とする〔長谷川 1974 : 130-135〕。首相の恣意的・濫用的な裁量的解散を防止するという観点からすれば、衆議院にも解散権を認めることはむしろ望ましいとも考えられる。しかし、⑦衆議院の多数者によって少数者の意思に反してその議員としての地位を奪えることになり、国会議員の任期制(憲法 45 条)に反する。また、④「最高機関性」を強調するならば、参議院にも解散が認められなければおかしい。さらに、⑧憲法 54 条や 69 条は「解散され」という受身の文言になっている。したがって、憲法上、自律解散は否定されるべきであり、結局、解散権の主体は内閣であると解するのが妥当である。この点、解散権が内閣と国会との協働行為であるとしつつ、首相の解散権濫用の抑止が民主主義にとって望ましい場合には、法律によって自律解散権の導入が可能であるという学説もある〔西村 2015 : 387-388〕。しかし、たとえ法律で規定したとしても、前述の批判は回避しえないことから、妥当なものとは言いがたいであろう。

3. 解散権の根拠

このように実質的解散権が内閣にあるとした場合、つぎに問題になるのは内閣が解散権を行使できる憲法的根拠は何条かという点である。この点、まず 69 条に限定する学説と限定しない学説に大きく二つに分かれる。そして、さらに 69 条に限定しない学説は、7 条説、65 条説、制度説等に分かれる。69 条限定説は、国権の最高機関の一部を構成する衆議院を解散するには当然に憲法上の明示的根拠が必要はずだが、それは 69 条以外に存在しないことを根拠とする〔杉原 1989 : 290〕。しかし、69 条は内閣不信任が成立した場合に内閣のとるべき方途を定めた規定に過ぎないと解することも可能であり、また、この説では解散できる場合をいちじるしく狭めてしまう。確かに、首相による恣意的・濫用的な裁量的解散を防止するという目的のためには理想的な説ではある。しかし、例えば、前述の郵政民営化解散のように、直近の国政選挙では争点になっていなかった重大な政治的問題が発生した場合などにはすみやかに解散で国民の信を問えなければならないが、この説ではそれがまったく不可能になってしまう。

65条説は、いわゆる行政控除説⁽⁶⁾を前提にして、衆議院の解散という作用は立法でも司法でもないから行政の作用と言わざるをえず、「行政権は、内閣に属する」のだから、内閣は同条を根拠に解散ができるとする〔浦部1992:113〕。しかし、前述の自律解散説が解散権を立法の権限と考えていたように、解散権は行政の中に当然に含まれるというわけではない。また、解散は結果的に内閣総辞職をもたらす重大事項であり、65条のような包括的規定で根拠づけるべきではない。

制度説は、憲法は議院内閣制(66条3項)を採用して国会に対する内閣の責任を明らかにし、衆議院に対して内閣不信任決議権を認めるとともに、これに対応して権力分立(41条、65条、76条)の観点から内閣に衆議院の解散権を認めていると考える〔浦部1992:113〕。このように制度説は、権力分立制や議院内閣制という憲法が採用している制度自体を解散権の根拠とするところに特徴がある。しかし、後にみるように、解散は必ずしも議院内閣制の本質的要素ではないとする学説(いわゆる責任本質説)も有力である。また、「議院内閣制だから解散権が認められている」のか、「解散権が認められているから議院内閣制である」のかは定かではなく、制度説は循環論法(トートロジー)に陥っていると言わざるをえない。

思うに、前述のように7条3項を根拠に形式的解散権を天皇に、実質的解散権を内閣に認める自説からして、同条項を69条とは別の内閣の解散権の根拠と考えるのが法解釈として素直であるし、論理的一貫性も確保しようとする。すなわち、内閣は、7条3項を根拠に実質的解散権を持つとともに、69条の要件が満たされなくとも、自らの判断で衆議院を解散する権限を持つのである。この点、この場合の説明の仕方について、天皇の解散権はもともと形式的なものなのか(本来的形式説)、それとも内閣の助言と承認によって初めて形式化するものなのか(結果的形式説)に関連して、学説上、争いがある。本来的形式説は、憲法4条により天皇は国政に関する権能を有しない以上、天皇の有する解散権は、本来的に形式的・儀礼的行為に過ぎないと考え、内閣の助言と承認の前提として内閣は解散の実質的な決定権と69条とは別の解散権を持つとする(いわば7条内閣説)〔清水1978:141-143〕。しかし、天皇の有する解散権が本来的に形式的・儀礼的行為に過ぎないならば、それを根拠にして解散の実質的な決定権や69条とは別の解散権を内閣に認めることはできないはずである。そこで、結果的形式説は、「天皇の解散権は、本来的に実質的・政治的なものであるが、『内閣の助言と承認』にもとづかなければならない結果として、形式的・儀礼的なものになる」と説明している(いわば7条天皇説)。憲法7条3号を根拠として、解散の実質的な決定権や69条とは別の解散権を内閣に認める以上、やはり後者の見解にたつべきであろう。

4. 議院内閣制の本質論

それでは、憲法7条3号を根拠とすれば内閣はまったく自由に解散権を行使できるのか。これまで、憲法上、別段の制約がない以上、内閣は自由に衆議院の解散をおこなうことができると考えるのが通説であり〔清水1978:142〕、実務の考え方であった。しかし、前述したように、近時は首相の自

由な解散権の行使がさまざまな弊害を生み出し、それはイギリスを始め議院内閣制を採用している諸外国でも同様で、「首相による恣意的・濫用的な裁量的解散の防止」は世界的な憲法問題になっているのである。解散権の制限について考えるにあたり、その前提として、議院内閣制の本質についての議論を踏まえる必要がある。なぜならば、議院内閣制をどのような制度と考えるかにより、あるべき解散権の姿が大きく異なりうるからである。この点、議院内閣制の本質については、責任本質説と均衡本質説という二つの対極的な学説が従来から主張されている。

責任本質説とは、内閣が議会の信任の下にあり、議会に対して連帯責任を負うことが議院内閣制の本質と考える見解である。この見解は、議会の内閣に対する民主的コントロールを重視し、民主主義や国民主権を議院内閣制の趣旨とする、いわばフランス型の制度と言える⁽⁷⁾。そして、この責任本質説の考え方を徹底すれば、内閣が議会の解散することは自分がよって立つ存立基盤を自ら否定する行為に他ならず背理となる。よって、内閣による議会の解散は、議会で内閣不信任が成立した場合に限るべきことになり、内閣の自由な議会解散権は否定されるべきことになる。したがって、責任本質説では、解散権は議院内閣制の本質的要素とはならず、解散を制限することも問題なく認められることになる。この点、責任本質説にたつ典型的学説は、つぎのごとく主張してきた。すなわち、①議院内閣制は多くの国で採用されたものの、民主主義の発展とともに変化して、さまざまな形態が生まれ、内閣と議会の分立を前提にした内閣の議会に対する連帯責任のみが共通点と言える [芦部 2015 : 330-333]。②国民→議会→内閣という議会制の“責任の連鎖”により、内閣が議会のみならず国民に対しても政治責任を負うという構造が民主主義に資する [只野 2007 : 79]。③内閣が国会と密接に結びつき、国会を背景として、これと協働することによって、その行動に柔軟性と弾力性が与えられ、国政のより円滑な能率的遂行が期待される [清宮 1963 : 51-54]。

これに対して、均衡本質説とは、議会と内閣との間の均衡を重視して、内閣の議会解散権を議院内閣制の本質的要素と考える見解である。この見解は、議会が内閣不信任権を濫用することを抑止するためには、対抗手段として内閣に自由な議会解散権が保障されるべきであることを主張する。三権のバランスを重視し、自由主義や三権分立を議院内閣制の趣旨とする、いわばイギリス型の制度と言える⁽⁸⁾。そして、この均衡本質説の考え方からすれば、内閣による議会の解散は、議会で内閣不信任が成立した場合のみならず、広範に認められるべきことになる。よって、内閣の自由な議会解散を制限することは基本的に許されないことになる。この点、均衡本質説にたつ典型的学説は、つぎのごとく主張してきた。すなわち、①そもそも議院内閣制は、立憲君主制において君主と議会との権力の均衡を図るべく成立した政治制度であり、解散は不可欠である [芦部 2015 : 330-333]。②解散の脅威にさらされてこそ議会は国民の立場にたつことができる [佐藤 2011 : 476]。③国民の存在を基礎に、議会と政府とがそれぞれ不信任決議権と解散権を持って、その支持を求めて競い合うという構造こそが、国民主権にかなう [佐藤 2011 : 476]。

議院内閣制は、通常、「内閣が議会の信任にもとづいて成立し、議会に対して連帯して責任を負う制度」と定義されることから明らかなように、①内閣と議会の分立、②内閣の議会に対する連帯責任

(いわゆる民主的責任行政)は議院内閣制の本質的要素と考えられる。しかし、同時に、日本国憲法は三権分立を採用し、三権相互の抑制と均衡(いわゆるチェック・アンド・バランス)により、国民の権利・自由を護ろうとしている(憲法41条、65条、76条)。そして、国会から内閣に行使される内閣不信任と内閣から国会に行使される衆議院解散は、三権分立における抑制と均衡の重要な一角を占めている。また、内閣と国会がお互いに相手に対して行使しうる武器を持ち合うという関係は、両者の間に緊張感を持たせ、国民の幸福のために切磋琢磨して競い合う政治に資するであろう。かかる観点からして、やはり解散は議院内閣制の本質的要素と考えるべきであり、均衡本質説の立場が妥当であると考えられる。ただし、このように解散権が、議会と内閣の均衡の要求から出てくる以上、何らかの理由でその均衡が失われた場合には、解散権が法的制約を免れると考えることは困難であろう。

この点、近時、議院内閣制につき、国民内閣制論(内閣中心構想)という新しいモデルを提唱する学説が主張され、注目を浴びている。国民内閣制論とは、大要、つぎのような見解である。すなわち、現在の議会には、複雑化した社会を適切に運営していく能力はなく、現代政治の民主化のためには、行政国家といわれる実態に即した、新たな民主政の構想が必要である。国民の多数が支持する政策体系を国政に反映させるためには、国民が議員の選挙を通じて、国政の中心となるべき政策体系とその遂行責任者たる首相を、事実上、直接的に選択する必要がある。ここにおける選挙は、これまでのように国会議員を選ぶのではなく、国民が実現を望む政策体系とそれを実現する首相をセットで選ぶ場になり、議院内閣制は、より直接民主制的に運用されることになる。そして、ここにおける内閣の役割は、与党を基礎にして国民の多数派が求める政策体系を遂行・実現してゆくことであり、これに対して、国会の役割は、野党を中心に、内閣をコントロールすることにある。このように、国会の役割がこれまでのような政策決定過程に置かれるのではなく、内閣のコントロールに置かれることにより、国会の活動の中心が与党ではなく野党であることが明確になり、野党をより適切に位置づけることになる。また、行政国家の要請に応えるべく内閣を強化することにより、議会を弱体化させるのではなく、同時に議会を強化することができるのである[高橋1994:358-362]。この国民内閣制の下では、野党による内閣に対する民主的コントロールや、内閣不信任と解散という議院内閣制のメカニズムは、国民意思への接近の動因を生み出すものとして位置づけられ、結果的に自由な解散権が認められることになる[只野2007:88-90]。

国民内閣制への批判としては、①様ざまな段階において、熟議による合意形成をおこない、民主政治を実現していくべきであるにもかかわらず、すべてを選挙による多数決主義で割り切っている。②イギリスのウェストミンスター・モデルが国民内閣制のモデルであるが、イギリスでも、選挙結果を過度に重視し、かえって首相のリーダーシップを強大にさせ過ぎ、結果的に少数者の切り捨てになるとの批判がある。③官僚や政権担当者等の権力者は、自らの不当な権力行使を「国民」の名の下に安易に正当化することができてしまう危険性がある等が指摘されている[高見1998:40-51]。確かに国民内閣制は、うまく機能すれば国民の政治的意思の実現に大きく寄与することが期待されるであろう。しかし、現在の制度の下でも、首相の一強支配による政治の私物化、議会政治の形骸化が叫ばれてい

るのであり、国民内閣制の導入は、首相の一強支配をますます助長させ、むしろ国民を政治から遠ざけてしまう危険性が高い。とりわけ現在のように野党の弱体化が顕著な場合には、その弊害はより甚大になろう。具体的には、選挙で勝利した首相が「国民の信を得た」として国民の望まない政策を強行する格好の口実となろう [高見 2000 : 10]。

5. 外国の解散権

5.1. イギリス

議院内閣制の母国イギリスでは、以下の三条件があると認める場合には、王は議会の解散を求める首相の要請を拒否する事態もありうることとされ、形式上は首相の議会解散権に厳格な制限がかけられていた（いわゆるラスルズ原則）。すなわち、①任期中の議会が現に活動中であり、存続可能で、かつ、その職務を遂行する能力があること、②総選挙の施行により国の経済が損なわれること、③下院に実質的な多数派を擁して相当期間、政権を維持しうる別の首相を見出す見込みがあること。しかし、実際には、解散権はきわめて強力で、首相にかなり自由な解散権が容認され、それがさまざまな問題を発生させてきた。とりわけ問題にされたのは、首相が自党に有利な時期に解散できるという点であった。すなわち、イギリスの選挙制度は単純小選挙区制であるから、政権交代がおりやすいはずなのに、1945年の第二次世界大戦終結以降、計20回の総選挙で政権党が敗北したのは、7回に過ぎず、政権党は総選挙で敗北するよりも勝利する場合が多かったが、それは首相が自党に有利な時期に解散できるからであるとされたのである。そこで、イギリスでは、2011年9月にいわゆる任期固定制議会法（The Fixed-term Parliaments Act）が成立し、首相の解散権は大きく制限されたのである [河島 2012 : 4-24]。

この任期固定制議会法では、第1条において、つぎの選挙の期日を2015年5月7日と定めるとともに、その後の総選挙は、直近の総選挙から5年目の5月の最初の木曜日に施行することとした。このように、下院（庶民院）の任期は事実上5年間に固定され、実質的に首相の自由な解散権は廃止された。ただし、第2条では、下院が総議員の3分の2以上の多数で総選挙が行われるべきことを議決したとき、および、下院が政府不信任案を可決し、その後、14日以内に新たな政府に対する信任案が可決されなかったときも総選挙が施行されるとされた。この法律を制定した趣旨は、議会を解散のリスクから解放することにより、国民が望まない政策であっても内閣が責任をもって断行することができるようにするところにあると言われている。具体的には、財政再建や景気回復に取り組むため、歳出削減や増税という国民から支持されにくい政策をとれるようにしようとするものである。しかし、これによって逆に、政治に緊張感が失われる、あるいは、議会に国民の意思が反映されなくなるといった問題も指摘されている点は注意が必要である [小松 2012 : 1-19]。

2017年4月、イギリスのテリーザ・メイ首相は、所属する保守党が下院で単独過半数を占めていたにもかかわらず、今後の内閣や与党の支持率の低下を見越し、また、EU 離脱交渉を有利に進めるた

めに野党・労働党の支持率が低いうちに選挙で勝利して政権基盤を強化すべく、労働党の協力も得て、3分の2の特別多数の議決によって下院を解散し、総選挙をおこなった。しかし、保守党は国民の支持を得られず、12議席も減らし、過半数割れとなり、少数政党との連立で辛うじて政権を維持した。このような首相による党利党略的な裁量的解散を防ぐために任期固定制議会法が制定されたはずであり、今回の解散は同法の趣旨が実現されていないことを如実に表している。このような解散は今後とも頻繁におこなわれるであろう [岩切 2018 : 31-37]。

5.2. ドイツ

ドイツには国家元首としての大統領がいて、形式上は大統領が議会解散権を持つが、大統領自体が名目的な存在で、実際は日本と同様に議会で選出される首相が実質的解散権を持っている。この点、ドイツ連邦共和国基本法 63 条は、下院の首相選挙において3回目までの選挙で総議員の過半数の投票を得た者がいない場合には、大統領が3回目の選挙での最多得票者を首相に任命するか、下院を解散するかなければならないと定めている。また、67 条は、議会に対して建設的不信任決議案のみを許容する。すなわち、議会は、後任の首相を選出しない限り、不信任案を可決できない。したがって、首相が不在の政治空白を生じさせるような不信任案の可決は無効となる。さらに、68 条は、内閣から議会に信任を求める権利を認めている。その場合、信任決議が否決された場合には内閣は 21 日以内に議会を解散できる。ただし、議会は、後任の首相を選出すれば解散を阻止することができる。この「首相に対する信任決議が否決された場合は首相が議会を解散できる」旨を規定する 68 条を逆手にとって、首相が故意に与党議員に信任決議の採決を棄権させ、解散に持ち込んだことが過去に3回あるが、憲法制定（1948 年）以来、解散はこの3回だけである。

例えば、1982 年 12 月にはヘルムート・コール首相の下で、また、2005 年 6 月にはゲアハルト・シュレーダー首相の下で、政権運営の行き詰まりを解消すべく、議会解散を意図して多くの与党議員が棄権戦術を取ったことで、内閣信任決議案が議会で否決され、解散・総選挙が施行された。この解散の合憲性はいずれも憲法裁判所で審査されたが、憲法裁判所は、議会に存在する政治勢力が引き続き政権を担当することが保障されない状況においては、議会における危機を脱するために、解散を意図して内閣が信任決議案を提出することも認められるとしている。このようにドイツでは、日本と同様に議院内閣制が採用されてはいるものの、解散権がきわめて厳格に制約されている。これは議院内閣制の下でも必ずしも内閣に自由な解散権があるわけではないことを端的に示している。20 世紀後半に世界で進展した議院内閣制の変容の一環と言えよう [加藤 2012 : 41-63]。

5.3. フランス

フランス第3共和制において確立した責任本質説にもとづく解散がない議院内閣制は、議会が内閣不信任案を可決すれば内閣は崩壊するが、議会がどのように内閣不信任権を行使しても議会には何ら被害が生じない。それゆえ、やがて議会による内閣不信任権の濫用もたらした。例えば、自分たちが

大臣になりたいという欲求だけで内閣不信任案を可決したり、短期間に何度も内閣を交代させたりした。そして、それが国政の停滞をもたらし、国民に不利益が生ずるようになったのである。そこで、このような議会による内閣不信任権の濫用を抑止するために、大統領に議会解散権という対抗手段を認めるべきであるという主張がなされるようになった。内閣不信任権の可決が、議会の解散を導き、議員自らの地位を脅かすのであれば、当然、議会は安易に内閣不信任権を行使することはできなくなる。ただし、この場合の解散権は、あくまで議会による内閣不信任権の濫用に対する抑止目的としてのみ承認される。よって、それはいわば伝家の宝刀であって、実際に行使されることは予定されていないのである。実際に行使されると、かえって権力のバランスを損なうことになると考えられたのである。その結果、フランス第3共和国憲法においては、大統領が解散権を行使しなくなったのである [竹内 1982 : 117-132]。

フランスの現行憲法である第5共和国憲法の下フランスでは、下院（国民議会）のみが解散の対象となる。国民の直接選挙により選出される大統領は、首相および両議院の議長の意見を聴いた後、いつでも自由に下院を解散することができる（憲法 12 条）。解散にあたって、大統領は、首相および両議院の議長の意見には拘束されない。ただし、①解散にともなう下院総選挙後 1 年以内（憲法 12 条）、②大統領の非常事態権限の行使中（憲法 16 条）、または③上院議長もしくは政府による大統領の職務代行中（憲法 7 条）は、下院を解散することができない。下院が解散された場合、その総選挙は、解散後 20 日以降 40 日以内に行われる（憲法 12 条）。なお、下院が政府不信任案を可決し、または政府の綱領・一般政策の表明を否決した場合（憲法 49 条）には、首相は大統領に政府の辞表を提出しなければならない（憲法 50 条）。この場合、必ずしも下院が解散されるわけではない。実際、現行憲法下における解散はわずか 5 回であり、解散権の行使は非常にまれである。そのうち、1962 年の解散は、政府不信任案が可決されて解散された唯一の例である。このように解散が稀なフランスでは、政府与党が自らにとってもっとも有利な時期に総選挙を実施するという党利党略にもとづく解散権の行使は、“イギリス流の解散”として否定的に語られる。1997 年、ジャック・シラク大統領がおこなった下院における安定多数の維持を目的とした解散が、フランスで初めてのイギリス流の解散とされているが、シラク大統領の与党は党利党略との厳しい批判を受けて総選挙で敗北し、リオネル・ジョスパンが率いる社会党との保革共存を余儀なくされた [高澤 2016:10-11]。

6. 解散権の制限の可否 — 解散権行使の要件

6.1. 解釈上の制限

均衡本質説にたつならば、基本的に解散は自由でなければならず、内閣（実際は首相）の解散権を制約することには慎重でなければならない。しかし、一切の制約が許されないということではなく、正当な理由があれば制約しうることはもちろんである。これまでに、たとえ憲法上、明文がなくても解散が許されないと解釈されてきた場合としては、つぎのような例がある。まず、①同一理由によっ

て再度の解散をおこなうことはできないと解されている。例えば、消費税増税反対を掲げて解散を断行して勝利した内閣が、再び消費税増税反対を掲げて解散をおこなうことは許されない。この点は、ドイツのワイマール憲法 25 条に規定が存在し、イギリスでも同様に解され、明治憲法でさえも同じ取り扱いであった [浦部 1992 : 116-117]。また、②総選挙がおこなわれると、30 日以内に特別国会が召集されるが (54 条 1 項)、その間に解散をおこなうことはできないと解されている。さらに、③内閣が総辞職した後の事務管理内閣 (憲法 71 条) は解散をおこなうことはできないと解されている [清水 1978 : 144]。

6.2. 解散の憲法的意義からの制限

解散には、民主主義的意義と自由主義的意義という二つの憲法的意義が認められることも多くの学説が認めるところである。解散権の制限について考えるにあたっては、この点についての議論も十分に踏まえなければならない。まず、国会が「国権の最高機関」(憲法 41 条) と規定されているのは、国会を構成する国会議員が国民から直接選挙で選ばれていることから、三権のなかで国会がもっとも国民の意思を反映している点にある。したがって、国会の意思が国民の意思と一致していないと考えられる事態が発生した場合や、新たに内閣が国民の意思を確認しなければならない問題が発生した場合などには、“民意を反映する” ため、解散で国民の意思を問うことが必要となる (解散の民主主義的意義)。例えば、①政界再編により国会の勢力分布が大幅に変動した場合、②直近の総選挙の争点にはなっていなかった重要な政治課題が新しく発生した場合、③内閣が政権の基本政策を大幅に変更した場合等が考えられるであろう。また、前述したように、三権分立は、三権相互の抑制と均衡を確保することにより、国民の権利・自由を護るものである。よって、国会があまりに強大になったり、横暴になったりするなどして、国会と内閣との間の権力の均衡が崩れ、国民の権利・自由を確保しえない場合や、国会の統一的な意思形成力に問題が生じ、内閣として責任ある政策形成を行えないような事態が生じた場合には、“民意を統合する” ため、内閣は解散によってそれを解消できなければならない (解散の自由主義的意義)。例えば、ねじれ国会において、衆議院では可決された「内閣の命運を左右するような重大な法案」が参議院で否決されたが、与党が 3 分の 2 をもたず、衆議院で再議決 (憲法 59 条 2 項) ができない場合には、解散でその対立を解消する必要がある。筆者は、解散の二つの憲法的意義の少なくともどちらかが認められる場合でない限り、解散は許されないと考える。民主主義的意義も、自由主義的意義もまったく認められない解散には、その憲法上の必要性を肯定しえないからである。

6.3. 解散の合憲性が争われた判例や事例

まず、抜き打ち解散の合憲性が争われた苫米地事件 (最高裁 1960 [昭和 35] 年 6 月 8 日大法廷) がある。1952 (昭和 27) 年、当時の吉田茂内閣は、召集された国会の冒頭で、憲法 7 条のみを根拠とする初めての解散をおこなった。しかも、解散の持ち回り閣議には一部の閣僚の署名を欠き、解散当

日の臨時閣議で解散詔書を即日公布するという、まさに“抜き打ち解散”であった。そこで、当時、衆議院議員であった苫米地義三は当該解散の違憲を主張して提訴した[大山 2013: 380-381]。この点、最高裁はつぎのように判示した。すなわち、「わが憲法の三権分立の制度の下においても、司法権の行使についておのずからある程度の制約は免れないのであって、あらゆる国家行為が無制限に司法審査の対象となるものと即断すべきでない。直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為のごときはたとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であっても、かかる国家行為は裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである。この司法権に対する制約は、結局、三権分立の原理に由来し、当該国家行為の高度の政治性、裁判所の司法機関としての性格、裁判に必然的に随伴する手続上の制約等にかんがみ、特定の明文による規定はないけれども、司法権の憲法上の本質に内在する制約と理解すべきものである」。この「首相の解散行為は統治行為⁽⁹⁾として司法審査の対象とはならない」という論理は定式化され、判決から 50 年以上が経過した今日でも司法を支配する法理論として生き続けている。後述の衆参同日選挙事件の判例でも踏襲されており、首相の解散行為に対する憲法的統制の大きな障害となっている⁽¹⁰⁾。

また、議員定数が不均衡で違憲な状態での解散の合憲性も、以前から議論されてきた。1980（昭和 55）年 6 月におこなわれた衆議院議員選挙における 3.94 対 1 という格差の合憲性が争われた訴訟について、最高裁は、なお定数不均衡を解消するために認められる合理的期間内として定数配分規定を合憲としつつも、その格差を違憲状態にあると判示した（1983 [昭和 58] 年 11 月 7 日判決）。しかし、それにもかかわらず、当時の中曽根康弘首相は、なんら立法上の手立てを講じることなく、判決の 21 日後の 11 月 28 日に衆議院の解散をおこない、総選挙を実施した。その際、中曽根首相の解散行為は、司法の判断を軽視するものであるとして、厳しい批判を浴びた。そのとき以来、最高裁が違憲と判断した議員定数配分規定のもとで解散をおこなうことはできないのではないかが憲法学上の重要論点となったのである。この点、これまでの学説は、否定的な見解が多数であった。すなわち、解散権の行使は、実質的に総選挙の実施決定と一体であり、両者の分割はありえない。したがって、違憲の選挙法を存置したままの解散決定は、違憲の総選挙実施と不可分であり、その意味で違憲行為たるを免れない。それは、内閣に認められた解散決定という裁量権の限界を超えるものである[深瀬 1985: 63]。また、最高裁により違憲とされた定数配分規定のもとでは原則として民意の正確な表明が不可能である以上、定数を是正しないままで、民意を問うことを目的として解散権を発動することは背理であることから、かかる解散は違憲と解さざるをえない[岩間 1994: 118-120]。結局これは、いかなる国家机关も違憲的行為をなしえないという当然の事理に属する問題である[浦部 1992: 118]。ただし、前述のように、首相の解散権行為は統治行為として司法審査の対象とはならないことから、この点についての判例はない。

さらに、衆参同日選挙実施のためになされた解散の合憲性についても、激しい議論がおこなわれて

きた。1986（昭和 62）年 6 月、当時の中曽根康弘首相は衆議院を解散し、衆議院議員の総選挙と参議院議員の通常選挙を同時におこなう、いわゆる衆参同日選挙を実施したところ、首相のこのような解散権の行使や総選挙期日の決定が違憲無効であるとして訴訟が提起された。この点、名古屋高裁判決（1987 [昭和 62] 年 3 月 25 日）は、衆参同日選挙をねらった解散権の行使が憲法に違反するかどうかについては、統治行為論を用いて憲法判断を回避した。そして、衆議院の総選挙期日の決定が憲法に違反するかどうかについては、つぎのように判示している。すなわち、「選挙期日の決定については憲法 47 条に『選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める』と規定されており、選挙に関する平等、守秘、自由等の基本理念（同法 15 条 1、3、4 項、44 条但書参照）を侵すこととなるものでない限り、これを立法府において自由に定めうると解されること、同日選が民意を反映せず憲法の趣旨に反したものであるといい難いことは前認定のとおりであることに鑑みると、結局公選法に同日選禁止規定を設けるか否かは立法政策の問題に帰するものであるというべく、従って、同規定を欠く現行公選法が違憲である、あるいは、同日選を回避しない公選法が違憲である、となし難いことは明らかであるといわねばならない」。このように名古屋高裁は、総選挙期日の決定については立法裁量事項とした上で、公選法に同日選禁止規定を設けるかどうかは立法政策の問題としている。この点、学説では、衆参同日選挙の合憲性を考える場合には、①参議院の緊急集会（憲法 54 条 2 項但書）の趣旨と②二院制の意義が問題になるとする。まず、①衆参同日選挙では、国会議員が参議院の非改選の半数のみになり、参議院の緊急集会において、緊急事態に対する国会決議に支障が生じかねない。また、②二院制は国政に対する多角的な民意の反映を目的とするが、衆参同日選挙は適任者選択の機会を奪い、民意の反映を困難にする恐れが高い。このような理由から衆参同日選挙それ自体が違憲であるとまで言うことは困難であるとしても、憲法の趣旨からして望ましくはないとする学説が多い [岩間 1994 : 118-120]。

筆者は、いずれの事例も、具体的な状況次第で違憲となりうると思う。すなわち、これらの場合にも前述の解散の民主主義的意義と自由主義的意義が認められるかどうかを具体的な事情をもとに判断し、いずれの意義もまったく認められないときには違憲と判断すべきである。

7. 試論 — 解散権制限の方法

以上に述べてきたところを踏まえ、“いかにして首相による恣意的・濫用的な裁量的解散を防止するか”についての筆者の考えのいくつかを紹介して本稿を閉じることとする。前述したように、以前は議院内閣制と自由な解散権をセットで考えるのが主流であったが、20 世紀後半以降、両者の関係は希薄となり、「議院内閣制である以上、首相が自由に議院を解散できる」という主張は、過去の遺物になりつつある。例えば、ノルウェーは議院内閣制を採用しているが、内閣に議院解散権を認めていない。このように、解散権を制限する傾向は世界において顕著であり、OECD 加盟 35 ヶ国の中で政府の自由裁量による議院の解散が一般的に認められているのは、日本、カナダ、ギリシャ、デンマーク

の4ヶ国に過ぎないとの指摘もある。日本は、世界の中ではむしろ例外的な存在なのである。

各国が解散権を制限するために、様々な努力をしているのは既に見た。イギリスは、法律で3分の2による議会の承認がなければ解散できないとしている。ドイツは、憲法でつぎの首相が議会で指名された時しか内閣不信任案を提出できないとする建設的不信任制度を採用することにより解散の必要性を減らし、解散を有名無実化している。フランスは、憲法で総選挙から1年以内は解散することができないとしている。確かに、それらの試みのすべてが成功しているとは言いがたいが、解散権が持つ弊害を認識し、それを除去するための努力を継続してきたのである。それにもかかわらず、日本では、そのような努力がまったくおこなわれてこなかったのみならず、首相による恣意的・濫用的な裁量的解散の危険性すらほとんど認識されてこなかった。憲法学においても、解散がおこなわれれば、その後、必ず総選挙があるのだから、そこで国民は意思を示せば足り、問題はないと安易に考えてきた感がある。しかし、問題はそう簡単ではなく、そのような安易な発想が、現在の日本における一強支配の政治状況をつくりだしてしまったのである⁽¹¹⁾。

均衡本質説からして解散ができる場合を69条の場合に限定することはできないが、解散権は議会による権限濫用を防止するために例外的に認められた手段なのであるから、内閣不信任が成立した場合には、内閣は原則として総辞職を選択すべきであって、安易に解散の手段に訴えることは許されないことを法律で明示すべきである。明らかに69条も、条文上、解散は例外であって、総辞職を原則としているように読める。また、民主主義的意義と自由主義的意義がまったく認められない解散は違憲であることを踏まえ、許されない解散を法律で明確化することが望ましい。さらに、抜き打ち解散、議員定数が不均衡で違憲な状態での解散、衆参同日選挙実施のためになされた解散のいずれもが、場合によっては違憲になることとともに、違憲と判断された場合の対処の仕方をも法律に明示すべきである。

内閣の議会解散権を限定すると、重要な政治課題について国民が自らの意思を表明する機会が失われてしまうという意見もある。確かに、特定の政治課題について、「選挙で国民の信を問う」として解散・総選挙がなされることは多いが、そもそも候補者をえらぶ選挙では、特定の政策について国民の具体的な意思を示すには限界がある。この点、解散権の制限と引き換えに、一定の厳格な要件の下で、法的強制力のない諮問型の国民投票の制度（レファレンダム）を導入することも検討すべきである。また、解散権自体を制限することを考えるとともに、解散をおこなうにあたっての手續も整備する必要がある。首相が解散を宣言した場合には、首相に①解散理由の説明義務、②総選挙の争点提起義務、③市民公開討論会開催の義務、④党首公開討論会開催の義務等を認めるとともに、選挙運動期間をより延長して熟議の機会を保障すべきである。

アメリカはもちろん議院内閣制ではなく大統領制の国だから、解散はない。行政府の長である大統領は任期4年で当然4年ごとに改選される。アメリカにある50州で各州から2人ずつ選出される上院議員は任期6年で2年ごとに3分の1ずつ改選される。各州から人口比例で435人が選出される下院議員は2年ごとに全員が改選される。よって、アメリカでは、2年に一度は必ず何らかの国政選挙（大

統領選挙か国会議員選挙)があり、民意を表明する機会が国民に保障される。それでアメリカ人の中には大きな不満は見られない。また、フランス憲法では、総選挙から1年以内は解散することができないとしていることは前述の通りである。以上を踏まえるならば、日本でも「総選挙から2年以内は解散できない」という規定を憲法で設けるべきである。議院内閣制よりも行政府と議会が対決の構図になりやすい大統領制のもとで2年の選挙間隔なのだから、議院内閣制の下でも2年の選挙間隔で足りよう。また、国民の信を問うべき政治課題が急浮上したとしても、ある程度の時間、十分な熟議をおこなうとともに熟慮の時間も必要であり、直ちに総選挙で信を問うのは適切ではない。それらに最長2年の時間を与えても不当ではなかろう。これまでの衆議院議員の平均在任期間が2年半程度であることにかんがみても、妥当であると考えられる。

さらに、首相が違憲な解散をおこなった場合に、統治行為を理由にして一切の司法審査を排除するならば、結果的に首相の解散を制限しようとするすべての努力を無に帰してしまう。首相の解散行為を司法審査の対象として、少なくとも「違憲ではあるが無効とはしない」という事情判決の手法⁽¹⁾⁽²⁾で処理するという対応を検討すべきである。この点、樋口陽一は解散権の濫用について、解散権が政治的に濫用されないためには、濫用を許さない有権者の成熟した反応が選挙結果によって示される以外に、最終的な決め手はないと述べているが[樋口2010:385]、首相の解散権の濫用に対するもっとも強力な歯止めは、選挙のみならずさまざまな手段で表明される民意の力であることはいままでもない。まずは、解散がおこなわれた場合には、国民一人ひとりがその解散の理由や必要性、その効果などを精査してチェックできる市民としての力量を身につけるよう最大限に努力すべきであろう。

以上

注

(1) 「解散に対する司法審査の可否」の論点も、いわゆる統治行為論とも関係し、きわめて重要であるが、本稿では問題点の指摘にとどめ、詳細の検討は今後の課題とする。

(2) 憲法7条3号で認められた天皇の解散権が、もともと形式的・儀礼的なものなのか、それとも実質的・政治的なものなのかという論点がある(天皇の解散権の法的性質の問題)。この点、本来的形式説と結果的形式説が対立するが、詳細は後述する。

(3) 裁量的解散も認めるべきことは後に見る通りである。

(4) 憲法69条解散の場合にも、解散するかどうか、解散するとしたら「10日以内」のうちでいつやるのかについては、内閣が決定することになる。

(5) 実際に、2005(平成17)年8月、小泉純一郎首相の下でおこなわれたいわゆる“郵政民営化解

散”では、最後まで解散に反対した島村宜伸農水大臣を罷免して閣議決定を成立させ、解散が断行された。

(6) 行政控除説とは、「実質的意味の行政」を「国家作用の中から立法と司法を除いた残りの作用」と消極的に定義づける学説であり、公法学の通説と言える。これに対して、田中二郎の「法のもとに法の規制を受けながら、現実具体的に国家目的の積極的実現をめざして行なわれる全体として統一性をもった継続的な形成的国家活動」と積極的に定義づける学説（目的実現説）も有力に主張されている。

(7) フランスでは、紆余曲折があったものの、自由な解散権の行使は望ましくないとする傾向にある。

(8) イギリスでは、紆余曲折の末、これまで自由な解散権の行使は望ましいとする傾向にあったが、2011年、解散権を制限する法律が制定されたことは後述する通りである。

(9) 統治行為とは、通常、『直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為』で、法律上の争訟として裁判所による法的な判断が理論的には可能であるのに、事柄の性質上、司法審査の対象から除外される行為」と定義される。学説には、①肯定説として㉞自制説、㉟内在的制約説、㊱機能説があり、②否定説も有力である。砂川事件（最高裁 1959 [昭和 34] 年 12 月 16 日大法廷判決）や苫米地事件（最高裁 1960 [昭和 35] 年 6 月 8 日大法廷）で採用された。

(10) 首相の解散行為を司法審査の対象にして、違憲判決を下せるようになれば、“いかにして首相による恣意的・濫用的な裁量的解散を防止するか”という本論文の主要テーマの解決が大きく前進することは間違いない。

(11) 元衆議院議長保利茂は、議長に在職中、憲法 7 条解散を濫用することは許されないという見解をまとめていた。この中で、保利は、解散は一種の非常手段であり、予算案や重要案件が否決された時や、選挙後に重大な問題が提起された場合などに限るべきだとしていた。しかし、その後も、日本では、解散権の制限は設けられず、そのことについての問題意識も希薄であった。

(12) 事情判決とは、行政処分や裁決が違法ならば裁判所は取り消すのが原則だが、「取り消すと著しく公益を害する（公共の福祉に適合しない）事情がある場合」には請求を棄却できるという行政事件訴訟法上の制度のことである（行政事件訴訟法 31 条）。一連の議員定数不均衡訴訟でも活用されている。

引用文献

- 芦部信喜 [2015] 『憲法第六版』 (高橋和之補訂、岩波書店)
- 井上典之 [2011] 「衆議院の内閣不信任と解散または総辞職 第 69 条」 (芹沢斉・市川正人・阪口正二郎編 『新基本法コンメンタール憲法』 日本評論社)
- 岩切大地 [2018] 「解散権の制限—イギリスにおける実例から検討する」 (『法律時報 90 巻 5 号』 日本評論社)
- 岩間昭道 [1994] 「解散権の限界」 (岩間昭道・戸波江二編 『憲法 I [総論・統治行為]』 有斐閣)
- 浦部法穂 [1992] 「衆議院の解散」 (野中俊彦・浦部法穂 『憲法の解釈Ⅲ統治』 三省堂)
- 大山礼子 [2013] 「解散権行使の根拠と手続—抜き打ち解散事件」 (長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編 『憲法判例百選 I [第 6 版]』 有斐閣)
- 加藤一郎 [2012] 「ドイツ連邦宰相の基本方針決定権限の概念」 (『現代法学 22 号』 東京経済大学)
- 河島太郎 [2012] 「イギリスの 2011 年議会任期固定法」 (『外国の立法 254』 国立国会図書館調査及び立法考査局)
- 清宮四郎 [1963] 『憲法 I』 (有斐閣)
- 小松浩 [2012] 「イギリス連立政権と解散権制限立法の成立」 (『立命館法学 341 号』 立命館大学)
- 佐藤幸治 [2011] 『日本国憲法論』 (成文堂)
- 清水望 [1978] 「衆議院の解散」 (田口精一・川添利幸編 『憲法 [増訂版]』 法学書院)
- 杉原泰雄 [1989] 『憲法 II』 (有斐閣)
- 高澤美有紀 [2016] 「主要国議会の解散制度」 (『調査と情報 923 号』 国立国会図書館調査及び立法考査局)
- 高橋和之 [1994] 『国民内閣制の理念と運用』 (有斐閣)
- 高見勝利 [1998] 「国民内閣制論についての覚え書き」 (『ジュリスト 1145 号』 有斐閣)
— [2000] 「『この国のかたち』の変革と『議院内閣制』のゆくえ」 (『公法研究 62 号』 有斐閣)
- 竹内康江 [1982] 「解散権と『半代表』制」 (『一橋研究第 7 巻第 2 号』 一橋大学)
- 只野雅人 [2007] 「日本国憲法の国会」 (杉原泰雄・只野雅人 『憲法と議会制度』 法律文化社)
- 西村裕一 [2015] 「総理への階段」 (宍戸常寿編 『憲法演習ノート 21 問』 弘文堂)
- 長谷川正安 [1974] 『憲法解釈の研究』 (勁草書房)

長谷部恭男 [1986] 「内閣の解散権の問題点」 (『ジュリスト 868 号』有斐閣)

樋口陽一 [2010] 『憲法第三版』 (創文社)

深瀬忠一 [1985] 「解散権問題と定数違憲判決」 (『ジュリスト 830 号』有斐閣)